

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年4月14日

**【四半期会計期間】** 第17期第3四半期(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

**【会社名】** 株式会社ケイブ

**【英訳名】** CAVE CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 高野 健一

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区内藤町87番地

**【電話番号】** 03(5366)3310(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部長 山家 英雄

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区内藤町87番地

**【電話番号】** 03(5366)3310(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経営管理部長 山家 英雄

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第16期 第3四半期 累計期間	第17期 第3四半期 累計期間	第16期 第3四半期 会計期間	第17期 第3四半期 会計期間	第16期
会計期間	自 平成21年 6月1日 至 平成22年 2月28日	自 平成22年 6月1日 至 平成22年 2月28日	自 平成21年 12月1日 至 平成22年 2月28日	自 平成22年 12月1日 至 平成23年 2月28日	自 平成21年 6月1日 至 平成22年 5月31日
売上高 (千円)	1,804,084	2,297,714	629,204	817,204	2,537,015
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	78,912	419,218	26,953	165,808	36,736
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	142,762	390,818	28,208	198,876	766,780
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失 ( ) (千円)	2,260	464	1,927	112	2,456
資本金 (千円)			785,527	785,527	785,527
発行済株式総数 (株)			21,027	21,027	21,027
純資産額 (千円)			1,609,264	1,378,396	985,631
総資産額 (千円)			2,630,089	2,226,308	1,882,032
1株当たり純資産額 (円)			78,056.25	66,705.78	47,705.86
1株当たり四半期純利益金額又は四半期(当期)純損失金額 ( ) (円)	6,944.70	19,011.47	1,372.20	9,674.39	37,300.22
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		18,817.41	1,370.93	9,548.97	
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)			61.0	61.6	52.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	203,123	502,293			354,988
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	292,698	77,558			402,282
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	413,589	43,169			312,610
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)			853,209	1,176,076	794,511
従業員数 (名)			151	144	156

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第16期第3四半期累計期間及び第16期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社及び当社の関連会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数(名)	144(12)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、欄の( )書きは外数で、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
ソーシャルメディア・アプリ事業	105,899	
インフォメーションプロバイダー事業	54,627	
オンライン事業	126,328	
ゲーム開発事業	73,668	
合計	360,524	

- (注) 1 金額は、当期製造原価によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 商品仕入実績

当第3四半期会計期間における商品仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
インフォメーションプロバイダー事業	881	
ゲーム開発事業	16,815	
合計	17,697	

- (注) 1 金額は、当期商品仕入高によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
ソーシャルメディア・アプリ事業	338,606	
インフォメーションプロバイダー事業	132,309	
オンライン事業	215,706	
ゲーム開発事業	130,581	
合計	817,204	

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	111,688	17.7	81,719	10.0
Microsoft Corporation	90,720	14.4	24,824	3.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

相手会社名	国名	契約の名称	契約の内容	契約期間
Electronic Arts Inc.	米国	開発契約	ソーシャルゲーム『シムシティ』の共同開発に関する開発契約	効力発生日から開発完了までの期間
Electronic Arts Inc.	米国	運営契約	ソーシャルゲーム『シムシティ』の運営に関する契約	契約締結日から1年間 (以降1年ごと自動更新)

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間における我が国経済は、円高基調の為替相場の影響や、不安定な雇用情勢を反映し消費支出も前年度比マイナスで推移するなど、景気は足踏み状態で推移いたしました。

一方で、我が国においてはスマートフォンの普及により、ゲームやアプリケーションソフトの分野にとどまらず、半導体や電子部品など周辺産業にも恩恵をもたらすなど、同業界は新たな成長分野として注目されています。

当社の事業環境といたしましては、情報通信インフラのブロードバンド化が進み、インターネット利用者における光回線利用の割合も増加しています。また、日本国内における携帯電話の契約者数については、1億1,823万契約（平成23年2月末現在）に達しており（出所：社団法人電気通信事業者協会）、スマートフォンの国内出荷台数についても、2011年度は1,545万台と出荷台数の40.6%、2012年度は1,925万台と出荷台数の過半数を突破するとの予測もあるなど（MM総研調べ）、端末の進化とその急速な市場拡大により、新たな事業機会が生まれようとしています。

このような環境の下、当社では「次世代インターネットサービス（注）におけるデジタルエンターテインメントNo.1集団を目指す」という方針のもと、新たな成長市場として期待されるソーシャルゲーム市場やスマートフォン市場において、積極的な事業展開を進めております。

売上面におきましては、最重要施策として重点的に注力している、SNS向けソーシャルゲーム「しろつく」における有料課金が引き続き好調に推移しております。また、利益面におきましては、上述のSNS向けソーシャルゲームの売上増加により、引き続き安定した利益水準で推移しております。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は817百万円（前年同四半期期比29.9%増）、営業利益は168百万円（前年同四半期期比450.2%増）、経常利益は165百万円（前年同四半期期比515.2%増）、四半期純利益は198百万円（前年同四半期期比605%増）となりました。

（注）SNS上のオープンな開発環境、次世代モバイル端末やポータレス化により出現する新たなコミュニケーションツールに対して提供していくサービス

なお、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の適用により、第1四半期会計期間より、「ソーシャルメディア・アプリ事業」「インフォメーションプロバイダー事業」「オンライン事業」「ゲーム開発事業」の4報告セグメントに分類して開示しております。セグメント別の進捗状況につきましては以下のとおりであります。

##### ソーシャルメディア・アプリ事業

ソーシャルメディア・アプリ事業におきましては、SNS向けソーシャルゲームの運営に加え、米アップル社のiPhone/iPod touch向けのゲームアプリの販売を行っております。

携帯SNS向けソーシャルゲーム「しろつく」に関しましては、株式会社ディー・エヌ・エーの「モバゲータウン」、GREE株式会社の「GREE」に加え、平成22年10月より「Yahoo!モバゲー」へ、平成22年11月には株式会社ミクシィの「mixi」へ新たに提供を開始しております。

「しろつく」の会員数は平成23年2月末時点で280万人を超えて、会員数、有料課金ともに順調に推移しております。

また、「しろつく」に関連した位置情報連動のタイアップイベントといたしまして、大手私鉄での「箱根スタンプラリー」や、「初詣イベント」、城下町に雪を降らせる「雪だるまイベント」などを開催しております。

さらに、平成23年1月には、ソーシャルゲーム「ミニ四駆ビクトリーロード」を、グリー株式会社の「GREE」に向けて新たに提供を開始いたしました。

以上の結果、当第3四半期会計期間における売上高は338百万円、セグメント利益は112百万円となりました。

#### インフォメーションプロバイダー事業

インフォメーションプロバイダー事業におきましては、主に携帯キャリア公式サイトでの運営を行っております。

既存コンテンツにつきましては、良質なコンテンツを厳選した上で独自の企画力と高い技術力をもって音楽・占い・情報・ゲームの各ジャンルに対し、高付加価値コンテンツの提供を行うと同時に、今後拡大が予測されるスマートフォン向けに、既存コンテンツの移植や新規コンテンツの研究開発を進めております。

以上の結果、当第3四半期会計期間における売上高は132百万円、セグメント利益は57百万円となりました。

#### オンライン事業

オンライン事業におきましては、オンラインゲーム「真・女神転生IMAGINE」の運営を行っております。

「真・女神転生IMAGINE」では、国内においてユーザーの嗜好を反映したアイテム商品の投入や各種イベント、キャンペーン等を積極的に展開しております。当第3四半期会計期間におきましては、クリスマスや新年に合わせて、プレゼントの提供や季節に合わせたゲーム内イベントを実施いたしました。

以上の結果、当第3四半期会計期間における売上高は215百万円、セグメント利益は60百万円となりました。

#### ゲーム開発事業

ゲーム開発事業におきましては、コンシューマー向けゲームソフト及びアミューズメント施設向け業務用ゲーム機の開発販売、キャラクターグッズの販売等を行っております。

当第3四半期会計期間におきましては、家庭用ゲーム機向けに業務用ゲーム機で人気のタイトルを移植し、平成23年2月に「怒首領蜂大復活ブラックレーベル」、「むちむちパーク! & ピンクスウィーツ」を販売開始いたしました。

以上の結果、当第3四半期会計期間における売上高は130百万円、セグメント利益は40百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (総資産)

総資産は、前事業年度末に比べて344百万円増加し2,226百万円となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金101百万円の減少、現金及び預金381百万円の増加等により、流動資産が329百万円増加したことによるものであります。

### (負債)

負債は、前事業年度末に比べて48百万円減少し847百万円となりました。主な要因は、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）の返済により42百万円減少等によるものであります。

### (純資産)

純資産は、前事業年度末に比べて392百万円増加し1,378百万円となりました。これは、主に利益剰余金が390百万円増加したことによるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの分析

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,176百万円となりました。

当第3四半期会計期間末における各キャッシュ・フローの状況及びこれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、149百万円（前年同四半期は91百万円の増加）となりました。これは、税引前四半期純利益165百万円の増加等があったことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、27百万円（前年同四半期は93百万円の減少）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出27百万円等があったことによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は、125百万円（前年同四半期は101百万円の減少）となりました。これは長期借入金の返済による支出125百万円等があったことによるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間の研究開発費の総額は30百万円であります。

なお、当第3四半期会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。



### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000
計	60,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年4月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,027	21,027	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注) 1、2
計	21,027	21,027		

- (注) 1 発行済株式数は、すべて完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
- 2 当社は単元株制度は採用しておりません。
- 3 「提出日現在発行数」欄には、平成23年4月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。
- 4 大阪証券取引所(ニッポン・ニュー・マーケット・ヘラクレス)は、平成22年10月12日付で開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は次のとおりであります。

平成15年5月28日開催臨時株主総会決議(平成15年5月28日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自平成15年7月1日 至平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,500 資本組入額 25,250
新株予約権の行使の条件	無
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は15株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、未行使の新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されます。調整により生じる1株未満の端株は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 当社が株式の分割又は併合を行う場合、払込金額は次の算式により調整されます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が払込価額を下回る価額で新株を発行する場合、払込価額は次の算式により調整されます。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \text{既発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額} \times \text{新株式株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使時の払込金額は1株当たりの金額を記載しております。

5 平成16年8月11日開催の取締役会決議により、平成16年9月3日付をもって1株を3株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権に関する事項は次のとおりであります。

平成18年8月25日開催定時株主総会決議(平成18年9月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	155
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	155
新株予約権の行使時の払込金額(円)	282,293
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成25年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 282,293 資本組入額 141,147
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。

(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成18年9月27日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	92
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92
新株予約権の行使時の払込金額(円)	282,293
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成25年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 282,293 資本組入額 141,147
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成19年10月17日取締役会決議

	第3 四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140
新株予約権の行使時の払込金額(円)	82,248
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 82,248 資本組入額 41,124
新株予約権の行使の条件	(注)4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成19年10月17日取締役会決議

	第3 四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	52
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52
新株予約権の行使時の払込金額(円)	82,248
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 82,248 資本組入額 41,124
新株予約権の行使の条件	(注)4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成22年3月10日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	148,000
新株予約権の行使期間	自平成25年4月1日 至平成29年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 148,000 資 本組入額 74,000
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。



平成22年3月10日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	210
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	210
新株予約権の行使時の払込金額(円)	148,000
新株予約権の行使期間	自平成25年4月1日 至平成29年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 148,000 資 本組入額 74,000
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとし、ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成22年9月15日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	208,000
新株予約権の行使期間	自平成25年10月1日 至平成29年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 208,000 資 本組入額 104,000
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成22年9月15日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	145
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	145
新株予約権の行使時の払込金額(円)	208,000
新株予約権の行使期間	自平成25年10月1日 至平成29年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 208,000 資 本組入額 104,000
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みにに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 権利行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができます。

(2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を2年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後3年間は新株予約権を行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成23年 1月14日取締役会決議

	第3 四半期会計期間末現在 (平成23年 2月28日)
新株予約権（ストックオプション）の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	257,900
新株予約権の行使期間	自 平成26年 2月 1日 至 平成30年 1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 257,900 資 本組入額 128,950
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端株は切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとし、ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1 個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を 2 年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後 3 年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

平成23年 1月14日取締役会決議

	第3 四半期会計期間末現在 (平成23年 2月28日)
新株予約権(ストックオプション)の数(個)	210
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	210
新株予約権の行使時の払込金額(円)	257,900
新株予約権の行使期間	自 平成26年 2月 1日 至 平成30年 1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 257,900 資 本組入額 128,950
新株予約権の行使の条件	(注) 4 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認
代用払込みに関する事項	無
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	無

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。

- 2 当社が株式の分割又は併合を行う場合、募集新株予約権に係る付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端株は切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとし、ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の権利行使は、1 個単位で行うことができます。
- (2) 対象者は権利行使時において、当社の取締役、顧問又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役又は顧問を 2 年以上務め、任期満了又は辞任による退任および定年退職の場合は、退任又は退職後 3 年間は新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年2月28日		21,027		785,527		729,167

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、D I A Mアセットマネジメント株式会社から平成23年1月19日付で関東財務局長に提出された大量保有の変更報告書により、平成23年1月14日現在で以下のとおり当社の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有者株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
D I A Mアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	689	3.28

当第3四半期会計期間において、Dalton Strategic Partnership LLPから平成23年2月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成23年1月31日現在で以下のとおり当社の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有者株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Dalton Strategic Partnership LLP	Third Floor, Princes Court, 7 Princes Street, London EC2R 8AQ, United Kingdom	1,437	6.83

当第3四半期会計期間において、大和証券投資信託委託株式会社から平成23年2月3日および平成23年3月3日ならびに平成23年4月5日付で関東財務局長に提出された大量保有の変更報告書により、平成23年3月31日現在で以下のとおり当社の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有者株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
大和証券投資信託委託株式会社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号	1,561	7.42

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 470		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,557	20,557	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	21,027		
総株主の議決権		20,557	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ケイブ	東京都新宿区内藤町87番地	470		470	2.23
計		470		470	2.23

(注) 当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式に含めております。

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年1月	2月
最高(円)	204,000	244,000	241,000	223,900	215,000	165,000	184,000	255,500	349,500
最低(円)	133,000	151,000	168,000	183,000	132,000	139,800	143,000	169,200	247,000

(注) 株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

## 3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年6月1日から平成22年2月28日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年6月1日から平成23年2月28日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年6月1日から平成22年2月28日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年6月1日から平成23年2月28日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,176,076	794,511
受取手形及び売掛金	459,768	561,065
商品及び製品	51,596	29,315
仕掛品	24,788	-
原材料及び貯蔵品	1,412	668
前渡金	123	520
前払費用	22,768	24,089
未収入金	242,018	233,920
その他	2,983	5,502
貸倒引当金	58,484	56,010
流動資産合計	1,923,053	1,593,582
固定資産		
有形固定資産		
建物	55,273	55,273
減価償却累計額	27,240	23,690
建物(純額)	28,033	31,583
工具、器具及び備品	202,362	202,750
減価償却累計額	170,068	155,259
工具、器具及び備品(純額)	32,293	47,491
有形固定資産合計	60,326	79,075
無形固定資産		
商標権	4,040	4,042
ソフトウェア	50,389	53,028
ソフトウェア仮勘定	88,382	45,669
その他	630	630
無形固定資産合計	143,442	103,371
投資その他の資産		
投資有価証券	20,339	676
関係会社株式	7,804	22,804
出資金	836	836
敷金	68,576	81,546
差入保証金	1,930	140
投資その他の資産合計	99,486	106,003
固定資産合計	303,255	288,449
資産合計	2,226,308	1,882,032

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,602	13,552
1年内返済予定の長期借入金	365,964	403,000
未払金	97,660	77,758
未払費用	80,627	129,564
未払法人税等	2,509	2,189
未払消費税等	27,546	-
前受金	46,099	40,254
預り金	4,646	5,635
未払配当金	2,202	2,456
その他	33	-
流動負債合計	631,892	674,411
固定負債		
長期借入金	216,020	221,900
繰延税金負債	-	89
固定負債合計	216,020	221,989
負債合計	847,912	896,401
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	785,527	785,527
資本剰余金	729,167	729,167
利益剰余金	96,419	487,238
自己株式	46,876	46,876
株主資本合計	1,371,397	980,578
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	126	110
評価・換算差額等合計	126	110
新株予約権	7,125	4,942
純資産合計	1,378,396	985,631
負債純資産合計	2,226,308	1,882,032

(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
売上高	1,804,084	2,297,714
売上原価	1,093,106	855,623
売上総利益	710,978	1,442,091
販売費及び一般管理費		
回収費	131,403	438,044
貸倒引当金繰入額	19,363	7,681
広告宣伝費及び販売促進費	110,904	96,747
役員報酬	71,700	73,450
給料及び手当	109,512	76,067
研究開発費	38,204	116,518
地代家賃	22,165	18,123
運賃	13,633	1,017
支払手数料	38,818	30,257
その他	226,994	157,888
販売費及び一般管理費合計	782,701	1,015,796
営業利益又は営業損失( )	71,723	426,294
営業外収益		
受取利息	109	165
法人税等還付加算金	136	-
業務受託手数料	540	540
出資金運用益	1,022	152
その他	381	2,316
営業外収益合計	2,189	3,175
営業外費用		
支払利息	8,644	10,094
為替差損	558	157
その他	176	-
営業外費用合計	9,378	10,251
経常利益又は経常損失( )	78,912	419,218
特別利益		
新株予約権戻入益	144	180
関係会社株式売却益	-	1,500
ポイント引当金戻入額	603	-
特別利益合計	747	1,680
特別損失		
固定資産除却損	-	<sup>1</sup> 8,464
事業整理損	163,878	<sup>2</sup> 9,215
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	11,050
特別損失合計	163,878	28,730
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	242,042	392,168
法人税、住民税及び事業税	3,787	1,350
法人税等調整額	103,067	-
法人税等合計	99,280	1,350
四半期純利益又は四半期純損失( )	142,762	390,818

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
売上高	629,204	817,204
売上原価	353,483	297,637
売上総利益	275,721	519,566
販売費及び一般管理費		
回収費	49,302	162,990
貸倒引当金繰入額	1,966	1,282
広告宣伝費及び販売促進費	46,238	24,165
役員報酬	21,450	26,160
給料及び手当	28,014	31,322
研究開発費	7,976	30,697
地代家賃	6,494	6,899
運賃	2,786	384
支払手数料	14,258	8,926
その他	66,677	58,613
販売費及び一般管理費合計	245,165	351,443
営業利益	30,555	168,122
営業外収益		
受取利息	68	81
業務受託手数料	180	180
為替差益	6	-
その他	121	678
営業外収益合計	375	940
営業外費用		
支払利息	3,801	3,213
為替差損	-	40
その他	176	-
営業外費用合計	3,977	3,254
経常利益	26,953	165,808
特別利益		
新株予約権戻入益	88	180
ポイント引当金戻入額	252	-
特別利益合計	340	180
税引前四半期純利益	27,294	165,988
法人税、住民税及び事業税	661	32,887
法人税等調整額	1,575	-
法人税等合計	913	32,887
四半期純利益	28,208	198,876

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ( )	242,042	392,168
減価償却費	199,793	44,588
株式報酬費用	223	2,363
ポイント引当金の増減額 ( は減少 )	521	-
貸倒引当金の増減額 ( は減少 )	13,418	2,474
受取利息及び受取配当金	109	165
支払利息	8,644	10,094
関係会社株式売却損益 ( は益 )	-	1,500
事業整理損失	163,878	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	11,050
固定資産除却損	-	8,464
新株予約権戻入益	144	180
売上債権の増減額 ( は増加 )	206,997	103,108
たな卸資産の増減額 ( は増加 )	13,849	49,126
仕入債務の増減額 ( は減少 )	5,466	8,950
未払金の増減額 ( は減少 )	92,288	19,724
未払費用の増減額 ( は減少 )	68,038	48,937
未払消費税等の増減額 ( は減少 )	-	27,546
未払法人税等 ( 外形標準課税 ) の増減額 ( は減少 )	7,728	319
その他の資産の増減額 ( は増加 )	64,950	4,244
その他の負債の増減額 ( は減少 )	1,099	4,207
小計	238,592	513,081
利息及び配当金の受取額	109	165
利息の支払額	10,721	9,602
法人税等の支払額	24,856	1,350
営業活動によるキャッシュ・フロー	203,123	502,293
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	19,870	761
無形固定資産の取得による支出	272,788	71,516
関係会社株式の売却による収入	-	16,500
投資有価証券の取得による支出	-	19,990
差入保証金の差入による支出	-	1,800
その他の収入	-	20
その他の支出	40	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	292,698	77,558
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	900,000	300,000
長期借入金の返済による支出	405,500	342,916
配当金の支払額	80,910	253
財務活動によるキャッシュ・フロー	413,589	43,169
現金及び現金同等物の増減額 ( は減少 )	324,014	381,565
現金及び現金同等物の期首残高	529,194	794,511
現金及び現金同等物の四半期末残高	853,209	1,176,076

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益がそれぞれ1,919千円減少し、税引前四半期純利益は、12,970千円減少しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算出しております。
2 棚卸資産の評価方法	当第3四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)														
<p>ゲーム開発事業におけるアミューズメント施設向け業務用ゲーム機の直接販売事業の廃止決定による費用を計上しております。 なお、事業整理損の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>商品及び製品</td> <td>80,463千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td>10,693千円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td>25,684千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>31,634千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>9,216千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,185千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>163,878千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	80,463千円	仕掛品	10,693千円	原材料及び貯蔵品	25,684千円	工具、器具及び備品	31,634千円	ソフトウェア	9,216千円	その他	6,185千円	計	163,878千円	<p>1 固定資産除却損の主な内容は、次のとおりであります。 ソフトウェア 8,463千円</p> <p>2 前事業年度に廃止した事業に係わる当第3四半期累計期間に発生した追加費用であります。</p>
商品及び製品	80,463千円														
仕掛品	10,693千円														
原材料及び貯蔵品	25,684千円														
工具、器具及び備品	31,634千円														
ソフトウェア	9,216千円														
その他	6,185千円														
計	163,878千円														

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年2月28日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年2月28日現在)
現金及び預金 853,209千円	現金及び預金 1,176,076千円
現金及び現金同等物 853,209千円	現金及び現金同等物 1,176,076千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年2月28日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	21,027

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	470



### 3 新株予約権の四半期会計期間末残高

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期会計期間末残高 (千円)
第2回新株予約権	普通株式	30	15
第4回ストックオプションとしての 新株予約権			1,800
第5回ストックオプションとしての 新株予約権			1,044
第6回ストックオプションとしての 新株予約権			1,332
第7回ストックオプションとしての 新株予約権			496
第10回ストックオプションとしての 新株予約権			495
第11回ストックオプションとしての 新株予約権			1045
第12回ストックオプションとしての 新株予約権			185
第13回ストックオプションとしての 新株予約権			455
第14回ストックオプションとしての 新株予約権			83
第15回ストックオプションとしての 新株予約権			175
合計		30	7,125

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 第4回、第5回、第6回、第7回、第10回、第11回、第12回、第13回、第14回、第15回新株予約権は、ストックオプションによる新株予約権であります。

3 第10回、第11回、第12回、第13回、第14回、第15回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

##### (2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

#### 5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度の末日と比較して、著しい変動がありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(持分法損益等)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)		当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)	
関連会社に対する投資の金額	30,000千円	関連会社に対する投資の金額	7,804千円
持分法を適用した場合の投資の金額	18,646千円	持分法を適用した場合の投資の金額	7,339千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,260千円	持分法を適用した場合の投資損失の金額 ( )	464千円

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)		当第3四半期会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	
関連会社に対する投資の金額	30,000千円	関連会社に対する投資の金額	7,804千円
持分法を適用した場合の投資の金額	18,646千円	持分法を適用した場合の投資の金額	7,339千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,927千円	持分法を適用した場合の投資損失の金額 ( )	112千円

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

四半期財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の当第3四半期会計期間末の残高は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、携帯SNS向けソーシャルゲーム、携帯公式コンテンツ、PCオンラインゲーム、コンシューマー向けゲーム及びアーケードゲームを開発、販売、提供しており、提供するサービスの種類ごとに、各事業部門に分かれて事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部門を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「ソーシャルメディア・アプリ事業」「インフォメーションプロバイダー事業」「オンライン事業」「ゲーム開発事業」の4報告セグメントに分類しております。

各セグメントに属するサービスの種類は、以下の通りであります。

報告セグメント	事業の内容
ソーシャルメディア・アプリ事業	ソーシャルゲーム、ソーシャルアプリ、iphone向けアプリの提供
インフォメーションプロバイダー事業	携帯キャリア公式コンテンツの提供
オンライン事業	主にPC上でのオンラインゲームの提供
ゲーム開発事業	コンシューマ向けゲームソフト及びアミューズメント施設向け業務用ゲーム機の開発販売、キャラクターグッズの販売等

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

(単位：千円)

	ソーシャルメディア・アプリ事業	インフォメーションプロバイダー事業	オンライン事業	ゲーム開発事業	その他(注)1	調整額(注)2	四半期損益計算書計上額(注)3
売上高							
外部顧客への売上高	834,151	424,646	702,443	336,473			2,297,714
セグメント間の内部売上高又は振替高							
計	834,151	424,646	702,443	336,473			2,297,714
セグメント利益又はセグメント損失( )	272,812	173,759	170,408	119,450	16,165	293,970	426,294

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業開発に係る研究開発費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 293,970千円は、主に管理部門に係る人件費および経費であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失( )は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期会計期間(自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)

(単位：千円)

	ソーシャル メディア・ アプリ事業	インフォメー ションプロバ イダー事業	オンライン 事業	ゲーム開発 事業	その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期 損益計算書 計上額 (注)3
売上高							
外部顧客への売上高	338,606	132,309	215,706	130,581			817,204
セグメント間の内部売上 高又は振替高							
計	338,606	132,309	215,706	130,581			817,204
セグメント利益又はセ グメント損失( )	112,680	57,885	60,607	40,220		103,271	168,122

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業開発に係る研究開発費でありますが、当第3四半期会計期間においては、「その他」に属する新規事業開発に係る研究開発費はありません。

2. セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額 103,271千円は、主に管理部門に係る人件費および経費であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失( )は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末 (平成22年5月31日)
66,705円78銭	47,705円86銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純損失金額 ( ) 6,944円70銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 19,011円47銭 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 18,817円41銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
四半期損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	142,762	390,818
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	142,762	390,818
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	20,557	20,557
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用 いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		212
新株予約権		
普通株式増加数(株)		212

第3 四半期会計期間

前第3 四半期会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)		当第3 四半期会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,372円20銭	1株当たり四半期純利益金額	9,674円39銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	1,370円93銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	9,548円97銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3 四半期会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第3 四半期会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	28,208	198,876
普通株式に係る四半期純利益(千円)	28,208	198,876
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	20,557	20,557
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用 いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)	19	270
新株予約権		
普通株式増加数(株)	19	270

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 4月13日

株式会社 ケイブ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 田 夏 記 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唯 根 欣 三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年6月1日から平成22年2月28日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケイブの平成22年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月13日

株式会社 ケイブ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 田 夏 記 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唯 根 欣 三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年6月1日から平成23年2月28日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケイブの平成23年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。